

新温泉町立浜坂北小学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月 1 日改定

新温泉町立浜坂北小学校

いじめ防止基本方針

本校は『ふるさとを愛し 自ら学び続ける ころ豊かなたくましい子の育成』を教育目標とし、全児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が児童とともにいじめを許さない学校づくりを推進する。

また、いじめ問題の取組みの重要性を家庭・地域と共有し、教育活動に支援を得ながら、一体となった継続的な取組が必要である。

そのために、発達支持的な生活指導を基に日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するためのいじめ防止基本方針を定める。

I いじめの防止等に関する基本理念

○いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とするものである。

○いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨とするものである。

○いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、町、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することをめざすものである。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法 第三条（基本理念）」より】

【新温泉町「いじめ防止基本方針 R6.3 改訂」より】

II いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめとは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめの定義と理解

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法 第二条」より】

2 いじめについての基本的認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
- ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤ いじめられている本人からの訴えは少ない。
- ⑥ ネット上のいじめは最も見えにくい。
- ⑦ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑧ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑨ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ア いじめに係る行為が止んでいること。（事案発生後3か月を目安とする）
- イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

【新温泉町「いじめ防止基本方針 R6.3改訂」より】

Ⅲ いじめの防止等に関する基本的な取組（未然防止の重視）

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、全ての児童にとって人権が尊重され、安全で安心な学校（学級・学年）づくりを通して、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に、組織的に取り組む必要がある。

これらは、児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童や学級の様子を知る（日常的な実態把握）

（１）教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみ等に変化が見られる場合には、面接をするなど早期に関わり、手立てを講じていく。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

（２）実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級、進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

（１）児童たちのまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場所がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

（２）教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生活指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

（３）自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の子どもたちへの温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童たちは大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道德教育、また、様々ななかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に正しく理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

(2) 道德教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道德の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめの問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童は心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることにより、自分自身の生活や行動を省み、いじめの仰止につながると考えられる。道德の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(3) 体験教育の充実

児童は自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的なかかわりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得していく。しかし、現在の子どもたちは、福祉体験やボランティア体験、就業体験等の「生きた社会」とのかかわりが少なく、学校が意識的に発達段階に応じた体験教育を体系的に展開し、教育活動に取り入れることが必要である。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

現在の子どもたちは、他者と関わる生活体験や社会体験が少ないため、日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場合において、他者と関わる機会を増やしていくことが必要になる。児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れることは有効である。

(5) 情報リテラシーおよびモラル教育の充実

情報通信技術が著しく進展する中、スマートフォンをはじめとするネット端末の普及により、子どもたちにとって、インターネットは学校教育のみならず普段の生活においても身近なものとなっている。電子メールやソーシャルネットワークサービス上での誹謗中傷などからいじめや暴力行為に発展する事例が増加していることを鑑み、オンラインゲームや電子メール、インターネット上の書き込み等、自分がトラブルに巻き込まれたり、相手を傷つけたりする危険性があることを考えさせることが大切である。

4 保護者や地域の方への働きかけ

学校運営協議会およびPTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性（インターネットを通じて行われるものを含む）や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。更に、教職員が児童と向き合う時間を確保するために、業務改善や働き方改革を進めることへの理解、浸透にも努める。

IV いじめの早期発見・対応

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から共感的に児童の気持ちや行動、価値観を理解し受け止めようとするカウンセリングマインドの向上をもとに、教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集しながら、組織的に対応していくことが大切である。

1 早期発見のための手だて

○日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童とともに過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

○観察の視点 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、中学年頃からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、いじめが発生しやすくなる。担任を中心にして、教職員は学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係を把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合には、グループに対して適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる必要がある。

○関係の構築 ～連絡を密にすることから生まれる信頼関係～

日記や連絡帳等の活用により、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

○いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が重要～

実態に応じて随時実施することを原則とするが、少なくとも年間3回以上は実施する。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名・無記名・持ち帰り等を学校の実情に応じて配慮することが必要である。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

2 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	生活指導部	前学年からの引継ぎ	
	指導方針・計画作成	学級づくり	
	家庭訪問	職員研修	
5月	生活指導部会	あいさつ運動	
		6年 修学旅行	
6月	生活指導部会	情報モラル学習会	生活アンケートの実施
			個人面談の実施
7月	生活指導部会	そうじ強化週間	個別懇談会
8月	カウンセリング研修		
	生活指導部会		
9月	生活指導部会	あいさつ運動	
10月	生活指導部会	読書週間	
		5年 自然学校	生活・情報アンケートの実施
			個人面談の実施
11月	生活指導部会	人権学習	
12月	生活指導部会	そうじ強化週間	
			個別懇談会
1月	生活指導部会	あいさつ運動	
			生活アンケートの実施
2月	生活指導部会	入学説明会	個人面談の実施
	本年度のまとめ		
3月	生活指導部会	そうじ強化週間	
			個別懇談会
《早期発見に向けた日常の取組》			
あいさつ運動 あかね・日記帳の活用 学級遊び 清掃指導 休み時間・昼休みでの関わり S Cの活用 S S Wの活用 児童理解についての情報交換 個人面談 各種アンケート			

3 地域の協力を得る

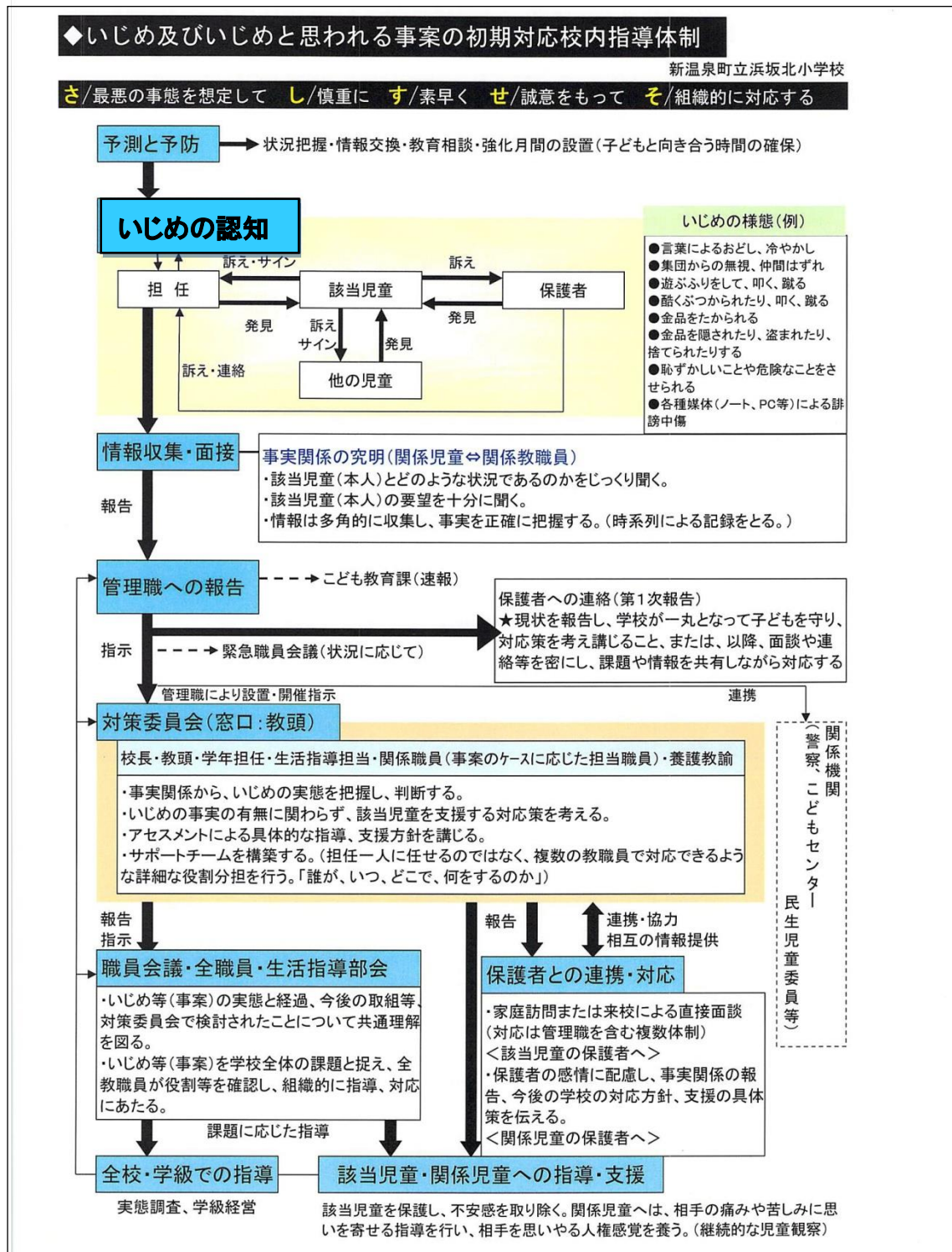
学校と子どもたちの教育に関わる地域団体が、情報交換・協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」など教育支援を求めることが必要である。

民生委員や児童委員、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るよう、体制づくりに努めることが大切である。

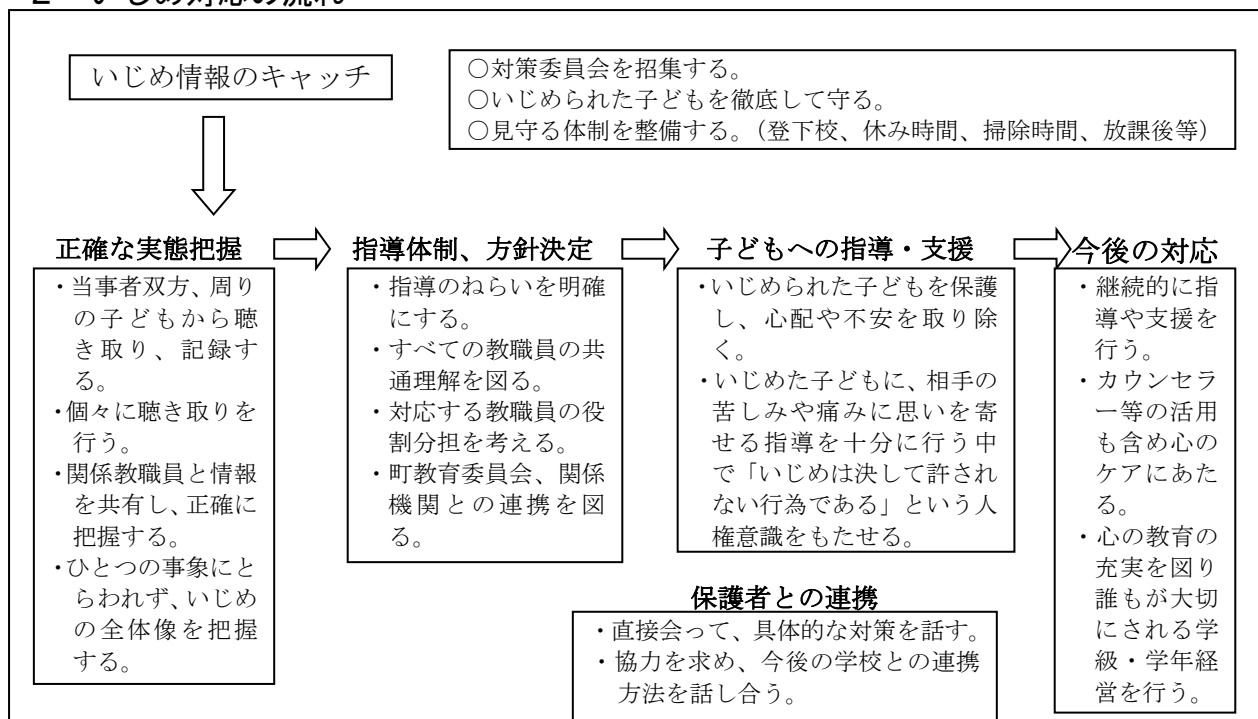
V いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 校内指導体制及び関係機関



2 いじめ対応の流れ



3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより児童の生命及び心身に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合」で、いじめをうける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合などが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、質問票の使用その他の適切な方法により調査し、対策委員会を開き、判断する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという相談を受けた場合は、対策委員会を開き、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

①生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合、速やかに町教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。町教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。また、マスコミ対応が必要な場合は、対応窓口を一本化し、誠実な対応に努める。

②対策委員会が重大事態と判断した場合、直ちに、町教育委員会に報告するとともに、学校が一丸となって、対策委員会に専門的知識及び経験を有する第三者等を加えた組織で調査し、公平性・中立性が確保されるよう努め、事態の解決にあたる。

4 ネット上のいじめの未然防止・早期発見・早期対応

インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用法など情報リテラシーおよびモラル教育を充実させるとともに、それらに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、児童、保護者への啓発に努める。

『学校』

(1) 未然防止

未然防止では、発達段階や携帯電話等の使用頻度に応じて、学級活動、児童会活動等においてスマートフォン・携帯電話の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組により、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方がメールや書き込み等に振り回されるのではなく、有益なツールとして活用する態度を育てることが必要である。また、携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

(2) 早期発見

早期発見では、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、いじめを受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を密にして進めていく。

(3) 早期対応

早期対応では、インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。なお、保護者に対しては、青少年インターネット環境整備法や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

『家庭、地域との連携』

家庭では、子どもの携帯電話やネットの使用方法等の面で従前に比して変化が見られる場合など、『ネット上のいじめ』に関して子どもが発する危険信号に十分留意する必要がある。そのためには、スマートフォン等ネット端末の利用の実態について理解し、家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。また、『ネット上のいじめ』を予防する点でフィルタリングの設定を行うことが有効な場合もあることを理解し、実践することも大切である。

それらを啓発していくことが、未然防止・早期発見にもつながる。また、連携をさらに深めるためにも、学校や専門性を有する地域人材などと連携し、情報モラル学習会を実施したり、ネット上の巡回・閲覧活動に協力していただいたりしていくことも進めていく。

万が一、子どもから相談を受けた場合には、子どもに対するケアやサイト管理者・プロバイダへの削除要請などの面で、学校と連携して対応していく。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る
- ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子ども

●日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 下を向いて視線をあわせようとしない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ ときどき涙ぐんでいる

●授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ 教職員の近くにいたがる

●給食中

- ☐ 好きな物を他の子どもにあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 他の子どもの机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

●掃除中

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

●その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子ども

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう。
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする